四、工員ノ待遇ヲ公平ニスルコト
五、日傭雇入ノ工員ニ対シ即時工割増給スルコト
六、絶対ニ犠牲者ヲ出サザルコト、
昭和二年一月二十二日警察署長調停ノ結果左記ノ条件ニテ円満
解決ス

記

一、会社ハ解雇者全部ニ　但シ五名ノ人ヲ除ク　会社ニ一応シ一名ヲ[illegible]
ノ人ヲ送ルコト
一、就業時間ハ従前ノ通リ従業者ノ規則ハ[illegible]ノ上昼夜交替ノ者ニ限リ
左ノ通リ定ム
　昼業（十二時間）日給ノ十分ノ十
　夜業（〃）〃
一、食事ハ会社負担ノコト

一、職工ハ男女ノ別ナク工規ヲ遵守スルコト
一、工員ノ待遇ヲ公平ニスルコト
一、作業ノ監督上職工側ノ意見ヲ尊重スルコト
一、婦人幼年工ニ残業ヲ強制セザルコト
一、従業員ノ日給ハ最低一円七十銭ヲ基準トシ固定給ヲ定ムルコト但シ
徒弟工ニ付テハ別備トス場合ハ右固定給ヲ日給トスルコト
一、公休（休日）ハ臨時出勤ノ場合ハ代休ヲ認ムルコト
一、昇給ハ先代ノ従業員昇給セザル者ニ対シテハ次ノ昇給期限ニ従ウコト上
之ヲ実行スルコト
一、労働者ヲ解雇セザルコト
一、採用部、配達部ノ人員ハ従業員ヲ以テスルコト
一、会社ハ全一割（金千四百五十円也）ノ手当ヲ支給スルコト
一、今回ノ解雇者六名ニ対シテハ会社ハ規定ノ解雇手当ノ外特別